

国際結婚に関する研究動向と展望

臨床心理学コース 曲 曉 艶

The Research Movement and Perspective of International Marriages in Japan

Xiaoyan QU

With the growth of international trade, international marriages are also rapidly increasing in Japan. The present study is divided into three parts. The first part gives a statement of the development and phenomenon of the international marriages in recent years and analyzes the reasons for appearance of the phenomenon within international marriages. In the second part, the various problems related to international marriage, such as divorce, cross-cultural conflicts, and quality of couple relationships, have been discussed. Finally, we take into consideration which kinds of the assistance and support from the surroundings are necessary for the international families, and which kinds of help are available under current situation in Japan.

目 次

- 第1章 国際結婚の推移と現状
 - 第1節 国際結婚の近年の現象
 - 第1項 国際結婚の件数の増加
 - 第2項 国籍による国際結婚の男女比率の差異
 - 第3項 国際結婚の典型の転移
 - 第2節 国際結婚増加の背景
 - 第1項 高齢化社会
 - 第2項 都市化発展に伴う男女の結婚観
 - 第3項 経済格差
- 第2章 国際結婚にかかわる問題
 - 第1節 国際離婚
 - 第1項 国際離婚の現状
 - 第2項 離婚となる原因
 - 第2節 国際結婚の異文化衝突
 - 第1項 夫婦間のコミュニケーション問題
 - 第2項 子育ての悩み
 - 第3節 国際結婚生活の質
 - 第1項 国際結婚生活の満足度
 - 第2項 国際結婚夫婦の精神問題
- 第3章 国際結婚支援と今後の展望
 - 第1節 国際結婚支援
 - 第1項 外部環境支援
 - 第2項 カウンセリングの展開
 - 第2節 今後の展望

第1章 国際結婚の推移と現状

第1節 国際結婚の近年の現象

経済のグローバル化によって金や物が国境を越えるだけでなく、人の移動という現象が生じている日本社会だが、高齢化、少子化といった問題の深刻化に伴って、社会全体の活力が低下したようにも思える。人口の減少が今後の日本の最大の問題となっていくだろう。このような情勢の中、今後も日本社会が活力を維持してゆくために、好むと好まざるとにかかわらず、外国人からのサポートが必要である。多くの外国人が日本社会へ入ってきて、日本社会の活動を担う一端となる理由がここに認められよう。外国人達の日本社会への参入の仕方は上述の動きの中で、初期の就労による短期滞在は、国際結婚による定住へと変わりつつある¹⁾。第一章では厚生労働省の人口動態統計の年次推移²⁾(表1. 1965年-2007年)を参照し、国際結婚に関して見てとれる幾つかの現象についてまとめる。

第1項 国際結婚の件数の増加

1980年代以降、日本における婚姻件数の総数は急激に減少しているが、国際結婚に関しては、かえって数の増加が目立つ(表1)。2007年度には、40272組のカップルが日本における国際結婚によって誕生した。全体の結婚総数が724169組であるので、比率では5.56%を占めている。つまり18組に一組は国際結婚ということになる。この数値は1980年の0.9%(=7,261/774,702)と比較すれば大幅に増加していること

表 1. 夫婦国籍別にみた年次別国際結婚の件数 (1965~2007)

国籍	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007
総数	958902	1029405	941628	774702	735850	722138	791888	798138	740191	720417	714265	730971	724169
夫妻の一方が外国	4156	5546	6045	7261	12181	25626	27727	36263	36039	39511	41481	44701	40272
夫日本・妻外国	1067	2108	3222	4386	7738	20026	20787	28326	27881	30907	33116	35993	31807
韓国・朝鮮	843	1536	1994	2458	3622	8940	4521	6214	5318	5730	6066	6041	5606
中国	121	280	574	912	1766	3614	5174	9884	10242	11915	11644	12131	11926
フィリピン	—	—	—	—	—	—	7188	7519	7794	8397	10242	12150	9217
タイ	—	—	—	—	—	—	1915	2137	1445	1640	1637	1676	1475
妻の国籍													
アメリカ	64	75	152	178	254	260	198	202	156	179	177	215	193
イギリス	—	—	—	—	—	—	82	76	65	64	59	79	67
ブラジル	—	—	—	—	—	—	579	357	295	256	311	285	288
ペルー	—	—	—	—	—	—	140	145	139	137	121	117	138
その他の国	39	217	502	838	2096	7212	990	1792	2427	2589	2859	3299	2897
妻日本・夫外国	3089	3438	2823	2875	4443	5600	6940	7937	8158	8604	8365	8708	8465
韓国・朝鮮	1128	1386	1554	1651	2525	2721	2842	2509	2235	2293	2087	2335	2209
中国	158	195	243	194	380	708	769	878	890	1104	1015	1084	1016
フィリピン	—	—	—	—	—	—	52	109	117	120	187	195	162
タイ	—	—	—	—	—	—	19	67	62	75	60	54	68
夫の国籍													
アメリカ	1592	1571	631	625	876	1091	1303	1483	1529	1500	1551	1474	1485
イギリス	—	—	—	—	—	—	213	249	334	339	343	386	372
ブラジル	—	—	—	—	—	—	162	279	265	268	261	292	341
ペルー	—	—	—	—	—	—	66	124	125	122	123	115	127
その他の国	211	286	395	405	662	1080	1514	2239	2601	2783	2738	2773	2685

がわかる。「国際結婚をする人々が増えている」と述べたが、男女で分けると、それぞれが同じような割合で増加しているのではなく、ジェンダーで増加率が異なる。1965年では、国際結婚した日本人のうち、女性の人数が男性の3倍以上であったが、この局面はわずか10年たらずで全く変わってきた。1975年以降、国際結婚する女性の人数は男性より少なくなった。1990年、外国人と結婚する日本人の性別は圧倒的に男性が多い。この傾向は今後も続き、国際結婚の動向と特徴の一つになるという。2007年に至ると、国際結婚の総数40272組の中に、夫日本人・妻外国人の婚姻は31807組あるのに、妻日本人・夫外国人の場合はわずかに8465組だけである。

第 2 項 国籍による国際結婚の男女比率の差異

表 1 から、国際結婚した相手の国籍上位八カ国を挙げると、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイ、アメリカ、イギリス、ブラジル、ペルーとなる。結婚相手先の国によって、結婚した男女の比率が異なる場合がある。(1)2007年時点で、中国人女性と結婚した日本人男性は、11926人いるが、日本人女性と結婚した中国人男性の数は、1016名に過ぎない。このように男性の結婚数が女性の結婚数をはるかに上回る現象は、フィリピン、タイなどのアジアの発展途上国の人々との結婚において同様に認められる。(2)欧米の先進国

の人々との結婚においては、逆の現象が認められる。例として、2007年にアメリカ人女性と結婚した日本人男性の数は193名に過ぎないのに、アメリカ人男性と結婚した日本人女性の数は、1485とはるかに多い。(3)2007年に、ブラジル人女性と結婚した日本人男性は288名であるが、ブラジル人男性と結婚した日本人女性は341名である。この場合に差はほとんどないか、あってもどちらが一方向的に多いということはない。つまり、男女の比率が極端に偏っていないと言える。ペルー人との結婚も同様の現象が認められる。

第 3 項 国際結婚の典型の転移

従来は日本人女性と欧米人男性との結婚が多かったが、近年は日本人男性と外国人女性の結婚の増加が目立っている。とりわけ、アジア諸国から来た女性と日本人男性の結婚が多い。つまり、国際結婚の典型は、日本人女性と欧米人男性の結婚から日本人男性とアジア人女性の結婚へと代わりつつある³⁾。たとえば、アメリカ人との結婚が国際結婚全体に占める割合は、男女あわせて、1965年は39.85%、1970年は29.68%であったが、2007年は4.17%へと低下している。それと対照的に、中国人、フィリピン人との国際結婚は大幅な増加を示し、2007年には、中国人男女あわせた婚姻は全体の32.14%、フィリピン人は23.29%を占めるに至った。

上記のような特徴が認められる近年の国際結婚であるが、なぜ国際結婚が増加しているか、男女のアンバランスが生じるか、国際結婚の典型が欧米人男性との婚姻からアジア女性との婚姻へと移行しているか、理由を探ることで問題の必然性が見えてくるといえるよう。

第2節 国際結婚増加の背景

第1項 高齢化社会

国連の定義によれば、65歳以上の高齢者人口が総人口の8%を越えると、高齢化社会と呼ばれる。日本は、1980年には8.88%になっており、すでに高齢化社会に突入している。2000年には14.26%に上昇し、2020年には18.81%へ、ピークに達すると言われている。高齢化社会は、つきつめて考えれば、国としての生産力をどのようにキープするかという問題に突き当たる。日本の場合で言えば、1980年には生産人口7人で高齢者1人を養っていたのが、2020年には2.5人で1人の高齢者を養うことになるという⁴⁾。その結果、社会の生産性が落ち、若者の間には不満が高まって、世代間対立も生まれる可能性があるだろう。日本の社会的発展の需要を満たすに、外国人の受け入れによって生産力不足を解決するというのも方法の一つになる⁵⁾。経済・政治・文化におけるグローバル化の結果、人間の心理的発達・社会化・文化化が、一つの文化圏に限定されるという時代が終わったこともある。時空的「地球村」といわれるほど世界が縮まっている中で、多くの人々が国を越えて自由に流動している。このような事情も国際結婚の増加に大きな一役を買っているといえるだろう。

第2項 都市化発展に伴う男女の結婚観

現在の日本社会において、一般的に男性は、自分の能力や努力によって社会的・経済的な地位が定まる。結婚相手によって、自分の地位が大幅に左右されることは少ない。それに反して女性は、結婚相手の経済的・社会的地位によって自分の地位が定まる傾向がある。そんな理由から、男性は結婚相手の社会的・経済的な地位に比較的に無関心であり得る。つまり、相手の地位により自分の社会的・経済的な地位が決定される度合いが少ないからである。結婚は男性にとって、単なる「イベント」に過ぎない。それに対して女性は、結婚相手の社会的・経済的な地位に強い関心を示す。結婚相手により、自分の地位が決定されるという理由からである。女性は、現在の地位以上の社会的・経済

的な地位（か、少なくとも現在と同じレベル）を確保してくれる男性との結婚を希望する。自分の現在の地位を下げるような結婚は二の足を踏む可能性が高い⁶⁾。現在の日本では、過疎地の農業従事者、小規模自営業、中小企業労働者などは、相対的に経済力がないので、女性を高い地位へ「生まれ変わらせる」だけの力に欠けていると見なされている。彼らが、自分よりも社会的地位の低い女性と結婚するならば、彼女たちの地位を上げることになるが、その対象となる女性が少ないので、結婚難に陥っている。日本の都市化が一層促進するにつれて、農村部の青年達は都市のモダンな生活や環境に憧れがちである。とりわけ女性たちが農村部へ嫁に行きたがらないのは事実である。日本女性の晩婚化・非婚化傾向は事実であり、その理由は男性に求める理想像がかなり高いことがあげられ、自分の地位の低下をもたらすような結婚にはとりわけ消極的であるが、女性の高学歴化によって、女性の望む男性が相対的に減少している可能性がある⁷⁾。さらに条件として親や家族との同居はタブーと言われている。女性もまた別の意味での結婚難に陥っている。

第3項 経済格差

このような現状を解決するために、国際結婚という形態の結婚が盛んになってきたことが考えられる。日本社会の基準では社会的階層の低い男性も、アジアの発展途上国の女性から見ると、豊かな経済生活を保障してくれる存在であり、女性を「生まれ変わらせる」ことができる。この日本とアジア諸国との経済格差を背景に、多くの夫婦が誕生している。中国、フィリピン、タイなど出身の女性との結婚の増加には、そのような背景があるという。日本人女性に関しては、欧米人男性を結婚の対象として選択する傾向が強い。日本では、伝統的に西洋文化を好む傾向が継続しており、欧米人は社会的・経済的な地位が高いとイメージされているからである。高学歴の女性を中心に、欧米人との結婚が目立つ⁸⁾。

要するに、国際結婚における件数の増加、男女数の差、典型の転移という三つの現象が生じてきたのは以上のような原因によるものである。そして、出生率の低下と高齢化が進む日本にとって、国際結婚は重要な結婚形態の一つになっており、農村における労働力の確保を担う重要な要素にもなっている。

第 2 章 国際結婚にかかわる問題

国際結婚が急激に増加している一方、外国人夫・妻の権利を保護する法規、制度はいまだ完備されておらず、外国人の生活問題に対応できるシステムが整っていないという現状がある。それに加えて異なった生活環境、風習、社会規範などへの適応に伴って生じる苦痛は小さくなく、違った国（地域）での居留、就業、子女の教育などの問題をめぐる悩みを抱える人が少なくない⁹⁾。このような状況のもと、国際結婚については、以下に挙げるようなさまざまな問題があると指摘されている。

第 1 節 国際離婚

第 1 項 国際離婚の現状

国際結婚が増加することで、大量離婚が国際結婚の大きな特徴となっている。厚生労働省が夫妻の国籍別によって統計した年次推移の離婚件数を表 2 に示す。例えば1995年のデータによると、総離婚数は199016件であり、夫婦の一方が外国人の国際結婚の場合は7992件であった。国際結婚の離婚数は全離婚数の4.02%を占めている。10年あまりを経て、2007年のデータではこの比率は7.15%に上がっている。このうちに、男女合わせて558組の日本夫婦が離婚し、国際結婚の離婚数の30.67%を占めており、国別離婚率は

トップであった。

表 1 と表 2 の数値によって離婚率を計算し、2007年には日本人夫婦の離婚率が34.60%であり、国際結婚の離婚率ははるかに高く45.24%になった。換言すれば、10組に4.5組の国際結婚は離婚の結末を迎えることを意味する。

上記は、離婚率は全国同じ年の離婚件数が割りその年の新規婚姻件数である指標に基づく考察だが、厚生労働省が定義する「普通離婚率」（人口千人あたりの、一年間の離婚件数）とは異なる。日本人同士の結婚でも離婚率は高まっており、国際結婚であることを離婚率の高さを説明する要因と単純に捉えることはできないだろう。しかし、一般結婚でさえ難しい夫婦関係の維持という課題である。異なる国に生まれ育った二人、つまり全く違う世界に生きてきた二人が結婚生活を長く維持することは非常に難しいのではないのか。その理由について考えてみたい。

第 2 項 離婚となる原因

夫婦が離婚する理由は、それが日本人同士の婚姻関係の解消であろうと国際間婚姻の解消であろうと、根本的な理由は大きく変わらないのかもしれない。しかし、性格の不一致、浮気、経済紛争、義理の家族問題等々という形で表明される一組の夫婦の離婚理由のなかに、生まれ育ちの違い、生活習慣や文化の違いが複

表 2. 夫妻の国籍別にみた年次別離婚件数（1995～2007）

国籍	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
総数	199016	206955	222635	243183	250529	264246	285911	289836	283854	270804	261917	257475	254832
夫妻の一方が外国	7992	8095	9149	10306	11050	12367	13667	15252	15256	15299	15689	17102	18220
夫日本・妻外国	6153	6171	7080	7867	8514	9607	10676	12087	12103	12071	12430	13713	14784
韓国・朝鮮	2582	2313	2185	2146	2312	2555	2652	2745	2653	2504	2555	2718	2826
中国	1486	1462	1901	2318	2476	2918	3610	4629	4480	4386	4363	4728	5020
フィリピン	1456	1706	2216	2440	2575	2816	2963	3133	3282	3395	3485	4065	4625
タイ	315	320	362	435	540	612	682	699	678	685	782	867	831
妻の国籍													
アメリカ	53	60	67	76	75	68	69	76	75	75	76	60	68
イギリス	25	19	27	29	29	41	31	33	17	21	28	27	15
ブラジル	47	52	66	71	91	92	101	91	101	103	116	90	100
ペルー	15	18	19	27	25	40	41	45	57	65	59	59	49
その他の国	174	221	237	325	391	465	527	636	760	837	966	1099	1250
妻日本・夫外国	1839	1924	2069	2439	2536	2760	2991	3165	3153	3228	3259	3389	3436
韓国・朝鮮	939	912	983	1091	1096	1113	1184	1167	1098	966	971	927	916
中国	198	203	237	286	320	369	397	447	411	502	492	499	568
フィリピン	43	66	53	48	59	66	62	77	84	84	86	105	112
タイ	8	14	15	14	20	19	38	36	43	46	30	39	50
夫の国籍													
アメリカ	299	298	328	383	356	385	359	364	371	367	398	393	374
イギリス	40	39	43	57	42	58	59	58	79	63	86	84	61
ブラジル	20	23	26	33	39	59	54	78	72	81	81	98	100
ペルー	7	15	17	41	35	41	52	56	57	56	68	73	70
その他の国	285	354	367	486	569	650	786	882	938	1063	1047	1171	1185

難に絡み合ってくることは容易に想像され、国を超えた結婚の場合、葛藤が必要以上に拡大し夫婦関係を一層維持しにくいのではないだろうか。

2008年の司法統計年報によると、国際結婚した夫婦の離婚の申し立てにおいて、夫からの申し立て理由は「性格が合わない」(372人)、「異性関係」(94人)、「浪費する」(88人)、「異常性格」(77人)の順が多い。また妻からの申し立て理由は、「性格が合わない」(612人)、「暴力をふるう」(512人)、「生活費を渡さない」(340人)、「異性関係」(299人)の順が多い¹⁰⁾。それと比較して、日本同士の離婚の申し立てにおいて、夫からの申し立て理由は「性格が合わない」、「異性関係」、「異常性格」がそれぞれ前3位にランクしており、妻からの申し立て理由ベストスリーの順位は「性格が合わない」、「暴力をふるう」、「浪費する」である¹¹⁾が、幾つかの違いがある。

1. 家庭内暴力

WHO(世界保健機構)の12カ国の24,000人の女性を対象にした調査によると、6人に1人の女性が家庭内暴力で苦しんでいると言われる¹²⁾。アメリカでは5人に1人から3人に1人の女性が、日本においても2003年の内閣府の発表では5人に1人の女性が家庭内暴力の被害を受けており、その他、フランス、ブラジル、中国などの各国で家庭内暴力は大きな社会問題となっている。暴力という観点を取り入れると、日本人同士の婚姻においても対等でない夫婦関係が少なくない事実が見えてくる。実態調査では、家庭内暴力(DV)のうち身体的暴力だけでも15%~20%の妻が被害にあっている。社会階層が夫より低い外国人妻の場合は、さらにDV被害にあうリスクが高いことが想像されよう。

Wallace & Noskoは夫の妻に対する暴力的で虐待的な行動の核に恥の存在を指摘している¹³⁾。家庭内暴力を行う夫は境界性人格障害など人格の問題を有することも多い。こうした夫が恥を感じるような事態がおかれると、自己の欠陥を認識させられ、強い苦痛を味わうことになるという。その際、恥への防衛的なスクリプトとして、怒りと暴力が用いられる。暴力によって自己の弱みを隠し、相手を物理的、精神的に縛りつけ、自己を中心とする軌道から妻が去らないという保証を得ることで、妻との分離に関する予期、もしくは、懸念を低減する¹⁴⁾。国際結婚の場合では、それだけではなく、経済格差からくる夫の優越感や在留資格更新可否を夫が左右できることなども理由になる。外国人妻

の多くは発展途上国の出身で、経済的に独立しておらず、家庭内の地位が低いという現象は普遍的に存在する。そこで、上下関係が発生しやすい。夫は弱く低い立場にいる外国人妻に自分の強さを表現するために、家庭内暴力が一般的夫婦より、いっそう生じやすいのではないか。

2. 結婚の不自然

ここ最近では、民間業者が紹介斡旋の中心となることで、婚姻件数は農村よりも都市の方が多い。良心的な斡旋業者とは限らず、双方に不正確な情報を提供し、男性が高額の料金を支払い¹⁵⁾、女性を対等とみなないなど人身売買にも近い契約さえ存在するといわれる。事実上婚姻選択の自由が女性側に制限されている。その一方、アジア、中東地域、アフリカ、南アメリカなど日本より経済力の劣る地域・国々の出身者が日本人と結婚する場合、経済力の差を反映して、男女問わず出稼ぎや日本国内に滞在するためのビザの取得を目的とする結婚事例も少なくない。つまり、もともと極めて不自然な形で結婚が実現しているため、結婚生活が容易に破綻して、離婚に至るケースが多いのではないか。

さらに非常に残念なことだが、国際結婚の中には偽装結婚と呼ばれる問題も紛れ込んでいる。ブローカーが介在して外国人女性を性産業で働かせる目的で日本人男性と婚姻をさせるケースがあり、日本人男性はブローカーから報酬を受け取る。

3. 国際結婚の壁

結婚という共同生活においては、国籍の違いよりは、言語、宗教、民族、階級、地域、人種などといった文化的な違いの方がよほど現実的な障害になるということである¹⁶⁾。そして一般には、国際結婚に対して文化、言葉、習慣や風習などの様々な壁があるという印象が抱かれるだろう。

はじめから、かなりの障壁があるだろうと双方が覚悟して一緒になる夫婦もちろんあり、予想通り大変になる例もあるが、予想以上に柔軟に問題に対処出来る例ももちろん数多存在する¹⁷⁾。異文化の壁、コミュニケーションの問題、周囲の偏見等にもかかわらず、結婚を維持していこうと双方がうまく調整して共生への道を探していくことは確かである。しかし、国際結婚した人は、いつまでも相手を「外国人」あるいは「〇〇人」と意識していることが多く、夫婦間に問題が起きると原因を諸々の「壁」に転嫁する傾向がある。そ

して、愛し合って国際結婚したカップルがいつしかその愛情に陰りが生じ、やがて2人の関係が破綻してしまった結果、その回復に見込みのない場合には離婚を決意することになる。

最後に、離婚しないことが、夫婦関係がうまくいっていることを示すという単純な見方はするべきではない。本国に帰っても自分の居場所がない、離婚後の生活の展望がない、子供の親権がもらえない等の理由から、離婚したくても離婚できない、という「発展途上国の外国人妻の苦境を示している」とも考えられる。

第2節 国際結婚の異文化衝突

国際結婚でない一般結婚も、自分が他者という異文化と出会い、自分と自分を取り巻く環境を改めて見直すというプロセスを考えれば、結婚は一種のカルチャーショック体験と呼ぶことが出来るだろう¹⁸⁾。夫婦の葛藤が、家庭内離婚、熟年離婚にいたる例も、珍しくない。相手のことが分からない、相手の行動が理解できないなど、はっきりとした原因がある場合も、そうでない場合も、一番身近で支え合うはずの人とうまく分かり合えないという状況は、大変につらいものである。外国生活をともなう国際結婚に至っては、言語や習慣などの文化差や文化的自己同一性に関連した問題が確かな事実として存在すると考えられる。全く異なる文化・世界に生きてきた二人の場合は、一般結婚以上に夫婦の異文化葛藤が起こりやすいだろう。この葛藤は喧嘩だけではなく、相手の習慣や行為などに対して、不満や、理解できないことなど、あるいは、日本の社会に適應できないこと、要するに、みぞを深くする一切のこと（言語的、行動的、心理的な表現を全て含んでいる）である。

第1項 夫婦間のコミュニケーション問題

従来の理論的・実証的研究においても、良好な夫婦関係の維持にとって、良質なコミュニケーションを十分行うことの重要性が明らかにされており、国際結婚夫婦もその例外ではない¹⁹⁾。特に、お互いの生まれ育った文化的背景の異なる国際結婚夫婦の間においては、ジェンダーに基づくコミュニケーションの違いばかりでなく、言語や価値観、習慣などの文化差も介在し、それらが時に双方の理解を妨げ、夫婦関係を亀裂を生むこともある。したがって、国際結婚夫婦においては、良好な夫婦関係の維持にとって、良質なコミュニケーションが一層求められると言えよう。

その一方、国際結婚夫婦の間では、言葉も文化も異

なることから夫婦間のコミュニケーションに、しばしば多大な困難を伴うことが予想され、その問題点の所在に関して、これまでも度々と指摘されてきた。一つは、言語能力の不足によって、夫婦間のコミュニケーションに困難がもたらされるという指摘である。もう一つは異なる文化背景に起因して相手文化への理解不足が生じ、結果として相手の言動がよく理解できずに文化摩擦へと導かれてしまうという指摘である。

1. 外国人妻の言葉問題

ここまで見てきたように、2007年の時点で日本において多様化している国際結婚の約7.9割が「夫日本人・妻外国人」で、その外国人妻の多くは、フィリピン、韓国・朝鮮、中国といったアジア諸国出身者である。欧米系出身者の場合、生活や周囲の人とのコミュニケーションが英語で済ませられることが比較的多いので、本項では、主に非欧米系出身者の外国人女性にとっての夫婦間コミュニケーションの問題点を探る。公的機関や病院などでのやりとりはもとより、家庭内や職場、地域において彼女たちの母語が尊重され使用される場面や機会は稀であり、日本語の使用を余議なくされることがほとんどである。そのため、彼女たちは絶えず母語でない日本語を使用していかなければならない精神的負担や言語的不利益、母語が認められない寂しさや苛立ちといったものを抱えながら生きている。それに加えて都市部以外の農村部に住む外国人妻の場合は、地理的に遠い、時間がない、家族の理解がないなどの理由で、日本語教室に通ったり日本語を学んだりすることが難しいケースも指摘されている²⁰⁾。

また、子どもが生まれた場合は、子どもの言語発達、コミュニケーションツールに関わる問題もある²¹⁾。外国人妻が欧米系の場合は、多くの母親が子どもに母語で話しかけているという。母親たちが自分の母語で接する方が簡単で気楽だからという言語的な容易さに加えて母国語への誇りと肯定的アイデンティティをそこに見ることが出来るだろう。他方、非欧米系の女性にとっては、彼女たちの母語が日本社会や日本人家庭で尊重され積極的に使用される環境ではなく、反対に日本語・日本文化の強制や同化、周囲のアジア蔑視などが合わさることから、両親のもつ二つの言語・文化を継承させる視点で子どもを育てることが難しい現状にある。このように、外国人妻が非欧米系の場合、言葉の問題は自分自身の日本社会での適應に重く制約し合うだけでなく、子育てや母親としての自尊心にも大きな影響を及ぼしている。

2. 文化差によるコミュニケーション問題

日本においては依然国際結婚夫婦に関する研究は少なく、特に夫婦間コミュニケーションに焦点をあてたものは稀少である。ただし、これまで見てきたように、国際結婚において夫婦間のコミュニケーションは、一般結婚の場合以上に重要である。

国際結婚夫婦の間では、どちらか一方が、または両方が外国語（共通する外国語）でコミュニケーションする生活が余儀なくされる。彼らの中には、言語能力に長けた人もいれば、またそれほど得意ではない人もいる。さらに言語が得意かどうかにかかわらず、ジェンダーによる言語行動の違いは男女間のコミュニケーションで誤解を招きやすいといった文化がらみの複雑な問題も考慮しなければならない²²⁾。

コミュニケーションの役割は大きく分けて二つあると言われている。一つは情報伝達、もう一つは人間関係の維持、促進であり、これを社会的コミュニケーションという²³⁾。一般的に、メッセージには情報と情緒の二つの側面があり、両者は相補的な関係にあるが、夫が感情を抑制し情報中心の伝達を行うのに対し、妻は情緒の分かち合いを望む傾向にあるという。だから、優しい声かけがない、怒る・黙る・席を立つ等によって会話を断つ、あるいは妻を斥ける・避けるという夫の行動は妻の不満を招きやすいだろう。それに対応して、相互交換による親密なコミュニケーションのある夫婦関係には、妻の満足度や幸福感が高揚すると推測される²⁴⁾。特に、「日本的」と言われる夫婦関係では、黙して語らず、回避的なコミュニケーションスタイルをとる日本人男性が少数ではない。さらに、外国人妻の多くは日本語に弱いので、言語的に十分な疎通が図られていない。そこで、夫婦間で問題の顕在化が遅れ、その問題を一人抱え込むことになるのは外国人妻である。

また、夫婦間や親子間での使用言語の違いは、関与する言語の社会的、また国際的威信性や有益性に大きく影響を受けて生じている可能性があり、夫婦間や家庭内での力関係は、自分の国で母語でコミュニケーションをとる配偶者の方が有利になりがちである²⁵⁾。

以上の事情により、夫婦関係を円滑に機能するため、男性と女性や国と国、それぞれの言語文化の特徴をお互いに理解し合うのは、夫婦間のコミュニケーション、特に国際結婚の夫婦間のコミュニケーションに対して重大の課題であると考えられる。

第2項 子育ての悩み

日本人と外国人との間の結婚が増加するにつれ、そのような結婚によって生まれる子供の数も増加することがわかった。特に日本人同士の結婚による低い出生率に比べてこれらの結婚による出生率は増加している²⁶⁾。この増加に反して、外国人妻の母国と日本の子育て文化、子ども観、育児習慣などの違いをどう感じているかという観点からの研究がまだまだ不十分である。

外国人母親の育児についての研究では、外国人母親では、育児困難感が高くて、夫がよく育児協力をしてくれ、友人からのサポートが入手できるという知覚が母親にあると、母親の精神的健康度が良好に維持されることが分かった。外国人母親は日本人母親に比べ、全体的に育児ストレスが低く、高いソーシャルサポートを持っていた。しかし、その一方で、外国人母親の中には精神的健康度が日本人母親に比べてかなり低い、ハイリスク群も存在していた。このことは、外国人母親では、母親が持つ出産・育児に対する不安に加え、文化による育児法の違い、言語の問題など家族間に葛藤が生じる因子が多くと考えられる²⁷⁾。言語、文化、肌の色の異なった親達が、いかにして円満な家庭を作ることに努力し、2つの文化のどちらかを選択させるのではなく、2つが良くブレンドされた豊かな環境で育てていくことが、真の安心感を子どもに与える上で、一番大切なことだと信じている。しかし、現実的な生活の中に、2つの言語・文化を背景に持つ夫婦は子どもの育児や教育に関して、異文化の壁にぶつかる確率が高い。例えば、中国人妻と日本人夫の場合、中国では、子どもが小さいから数字や物語の暗唱などをやるが、日本では学習的なことが少ない。さらに、育児習慣や子どもの教育方針などに関して、育児への協力を提供する義母と異なる場合、嫁姑葛藤が必然的に存在すると考えられる。

そのほかにも、夫や夫の家族が外国人妻の気持ちを汲みとってあげることができず、文化的同化の強要、母語使用や故郷訪問の禁止などの問題も起きている²⁸⁾。経済的問題としては、アジアの結婚パートナーは家族に送金するのを当然と考えて実施する反面、欧米人のパートナーは独立した家計を求めるといふ紛争もよくある。見合結婚する場合、言葉がほとんど通じないまま、異文化の風習などによるストレスが大きい。特に、夫の家族と多世代同居生活が始まってから、食事、風呂、家事などの日常生活習慣から家族における嫁の地位や義理人情、冠婚葬祭などの社会風習まで

妻と夫、夫の家族の間では不理解から不信感まで発展してしまう状況となりやすい。

国際結婚において配偶者一方が自国文化への適応を求めるのではなく、夫婦双方が異文化を尊重し、受容して共生することが肝要である。国際化の進展にともなっては、国際結婚が多様化する家族の一つの在り方として受け入れられ、異文化理解、異文化共生・共存に大きな役割を果たしていこうとすることを当事者のみならず周囲の人々がしっかりと認識しなければならない。

第3節 国際結婚生活の質

第1項 国際結婚生活の満足度

夫婦関係を分析することの一つの重要な課題は、どのような夫婦関係であれば、夫にとっても妻にとっても夫婦であることの満足度が高いのか、また、夫婦関係の満足度はどのような要因によって影響されるのかを明らかにすることである。国際結婚に関する研究のうち、一番多く実施されてきたのは結婚生活の満足度についての研究である。マスコミから受けたメッセージによって、「国際結婚の場合、不自然な結婚が多く、トラブルがよくあり、たとえ、結婚したとしても破局に至る可能性が高い」という印象が脳裏を去来する。それで、国際結婚に言及すると、即刻「あの2人は本当に幸せになりますか」といった疑問が出るのだろう。一般の人々、研究者の関心がまずは国際結婚生活の満足度集まり、国際結婚生活の満足度およびその満足度に影響を及ぼす要因に関する実証的な研究がいくつか蓄積された²⁹⁾。

例えば、夫婦間コミュニケーションと結婚満足度の関係についての量的調査が行われた。その結果、夫の婚姻満足度より妻の婚姻満足度の方がコミュニケーション特性によって規定されるが、妻の場合は、妻自身のコミュニケーション特性以外に夫の言語コミュニケーションへの意欲によっても規定されていた。つまり、国際結婚夫婦においても、自分のコミュニケーション態度にのみ満足度の重点を置く夫に対して、妻は自分のコミュニケーション態度に加え、夫との関係性も含んだ満足度となっていることが明らかにされており、夫婦関係に配慮する妻の様子を窺うことが出来る³⁰⁾。

竹下は、台湾に居住する夫台湾人・妻日本人のカップルを取り上げて、異文化適応・社会環境と結婚満足との関連を考察した。その結果、日本人の妻に中国語でのコミュニケーション能力があればあるほど夫・妻

ともに結婚満足度が高くなり、この傾向は妻よりも夫の方が強いことが見出された。さらに、「国際結婚」に対する許容度が高い方が、夫の親戚づきあいに関する問題がない方が、夫・妻ともに結婚満足度が高く、日本人に対する偏見がない方が妻の結婚満足度が高くなることを見出されている。夫の日本文化受容が夫および妻の結婚満足度を規定せず、台湾への妻の適応、社会環境ともに、夫と妻の結婚満足度を規定していることから、妻が台湾での生活に適応していることが結婚生活を送るうえで重要であることがわかる。台湾における調査研究だが、日本に居住する日本人夫・外国人妻について考える際、大いに参考となる結果と言える³¹⁾。

また、日中国際結婚における中国人側を対象として、彼らの国際結婚生活の満足度、適応度及びサポートの必要度が調査された。その結果、都市部に住む女性のほうが農村部に住む女性より、都市部では男性の方が女性より満足度が高いことが分かった。満足度と適応度との間には有意な相関関係が存在したが、満足度とサポートの必要度の関連は見出されなかった³²⁾。

Spanier & Lewisは、結婚生活における幸福、満足、適応等を含む結婚の質に関する1970年代の研究動向をレビューしているが、1980年代に入っても国際的にはその関心は低まることなく、尺度化、調査技法、分析技法に改善がみられ、理論化が志向されていることが、その後の多数の文献が公表されている事実から十分に知ることができる³³⁾。しかし日本における研究に目を向けると、普通の夫婦関係に比較して、国際結婚の夫婦関係に対する関心はいまだに低く、国際結婚の満足度についての系統的な研究がまだまだ乏しいといわざるを得ない。

第2項 国際結婚夫婦の精神問題

国際結婚をした外国人パートナーが精神的変調を来たして患者となり、精神科受診する場合を考えてみよう。国際結婚例における精神医学的な問題について、幾つかの特徴が存在すると言われる³⁴⁾。

まず、第一に女性患者が多く、国際問題や経済的な問題などに関して、女性が弱い立場に置かれやすい状況にあることが基本認識としてとらえられる。

また、夫婦間のコミュニケーションの質に関して検討した場合、言語的に十分な疎通が図られていない場合が多いにもかかわらず、当初から問題があっても、「見せかけの触れ合い」(pseudo-communication)とも呼べる関係が続く、問題の顕在化が遅れる傾向にあ

る。つまり、夫婦間に問題を感じても、それをコミュニケーションや文化の差に問題があると理解する結果、当事者同士に問題があると思わず、ある意味では問題が先送りになるわけである。

さらに、外国人妻のアイデンティティ確立に関しても深刻な問題が存在する。母国の家族の反対を押し切って結婚した場合、母国からの援助が受けにくく、本人の国籍の問題はもちろんのこと、子どもにどの国の国籍を取得させ、どういう教育方針にするのかといった選択に際して、しばしば夫婦間の葛藤を引き起こすのである。こうしたトラブルが生じ、離婚などに発展した場合には、主に女性が経済的な不利益を受けやすい傾向にある。

外国人妻は日本の社会構造に関連した特殊な環境に直面している。彼女らはさまざまな人種の偏見と性的差別にも直面しながら、家父長制をもとにした家族へとにわかに溶け込むことが要求され、かなりの文化的孤立感にも悩んでいる。日本人男性のもとに嫁いだ女性たちの多くは、日本文化へ適応する過程で、様々な文化的、社会的、個人的葛藤に直面している。外国人妻の出身国/地域によって、性的人種の差別がさらに強くなる場合もある。若い外国人妻たちは、長期の居住、孤独、日本の慣習へ順応しなくていけない重圧や、家庭生活全般に渡ってにわかに溶けこまねばならないので、特に傷つきやすい³⁵⁾。それで、周囲の人と違う自分を受け入れ難く、疎外感や劣等感を抱きやすい、ストレスが大きいなどさまざまな心身症状をもつ事例も少なくない。

精神医学的なトラブルから受診に至った場合も、初期の段階での対応の遅れから、初診の段階で精神症状が悪化している例、すでに離婚話が出ている例にはとりわけ手厚いケアと対応を心がけなければならない。家族からの援助の得られにくさ、無理解がある場合は、その後の治療が一層困難になる可能性が高く、細心の注意が必要である³⁶⁾。

これら問題化した症例への対応方法について、基本的なスタンスとして、問題発生後の対応だけではなく、外国人の配偶者に対して、日本人ひとりひとりが積極的に声をかけてあげるといった、日頃からの予防的な介入も必要と思われる。

第3章 国際結婚支援と今後の展望

第1節 国際結婚支援

第1項 外部環境支援

最後に、国際結婚の支援という観点から動向についてまとめよう。一言で言えば、日本では国際結婚の増加という現状に適った政策、制度が未だ完備されておらず、国際結婚の家族の支援が少ないというのは現状である。結婚から育児・定着まで、支援が必要な臨床的問題は、その反面でさまざまに存在する。

例えば、現状の日本における制度としては、日本人と外国人が結婚した場合、住民票に外国籍の配偶者や子ども（日本国籍との重国籍の場合を除く）が記載されない、つまり日本人と外国人が同一世帯に属することを証する書類が存在しない、という問題点がある。そして、日本人と結婚して3年の「日本人の配偶者ビザ」がもらえ、永住申請をしない限りビザの更新を繰り返す事になる。さらに、日本で離婚した場合、離婚の記載された戸籍謄本を夫からもらえ、日本にある外国大使館で離婚の手続きをしなければならない。これをしないと既婚者のままで、独身証明が出ないため再婚できない³⁷⁾。そこで、ビザの更新や離婚の手続きなどの様々なことは日本人配偶者に依頼しなければならない。夫婦の力関係はほとんど日本人配偶者に向けて傾斜している。離婚の場合でも、経済的葛藤、親権紛争などについては、外国人が自分自身の権利を保護するのは本当に難しいことである。

比較としては、隣国の韓国政府は、結婚移民者による国際結婚家庭に対して、外国人支援を大幅に強化する³⁸⁾。外国人が韓国人との結婚を準備する段階から、出産と育児、経済的な自立、言語習得に至るまで、国際結婚家庭に起こり得るあらゆる問題の解決を目指す。対策ではまず、国際結婚をあっせんする仲介業者が結婚相手の正確な身元情報を事前に提供しよう義務付ける内容が盛り込まれている。また、国際結婚家庭の産婦と新生児に対する健康管理サービスと栄養支援・教育プログラムの提供対象も、現在の低所得層から中産層に拡大される。

さらに、支援センターと保健福祉コールセンターを中心に、通訳・翻訳サービスと多言語相談サービスを提供する方針であり、児童と青少年に対しては、言語特別教育を実施し学習発達をサポートする。これら家庭の経済的自立力の強化に向けては、結婚移民者に適した職種を開発し求職活動を手助けする一方で、生活上の不便さを解消するための相談窓口も設ける計画で

ある。いくつかの改善や新設が予定されているが、福祉面のサポートだけで全ての問題を解決できず、政府の政策・制度、労働条件や仕事環境の変化など社会構造的な変化が必須である。外国人夫・妻の環境改善については、その試みが始まったばかりである。

第2項 カウンセリングの展開

海外に住んでも日本に住んでも、国際結婚した夫婦は、夫婦関係、育児、精神問題などについての悩みを抱き、専門的な援助を獲得することが必要である。しかし、外国に居住する彼らたちに対して、言語があまり通じない場合には、このささやかな希望さえ、絵に描いた餅に終わってしまいかねない。

ある非営利自主活動グループは日本人に向けて心の相談機関リスト（国内版・海外版）を作った。その海外版リストによって、日本語で受けられる海外メンタル相談機関、窓口を知ることになった。こちらの海外の機関、窓口では同じ言語と文化的バックグラウンドを持った医師にメンタルな相談をしたいという日本からの移住者、留学生、研究者、赴任者が対象となる。基本的には日本語で診療を行うが、国際結婚のカップルの場合、夫婦の不和の原因が文化的葛藤であることも多いので、外国人配偶者には英語でカウンセリングをする。その一方、国内版リストによれば、日本国内の外国語で対応できる相談機関を載せている。例えば、「東京カウンセリングサービス」というのは、パーソンセンター、認知行動療法、そして統合療法を中心とし、日本語と英語によるサービスを提供している。英語による週一回のグループセラピープログラム等も用意している。しかし、このような相談機関は、対応できる外国語が主に英語であるが、料金も高く、比率が高いアジア諸国からの外国人妻に対し、このような援助システムはあまり利用しないのが現状である。

しかしながら、世界規模での人材流動の活発化に伴って、近い将来には中国、フィリピン、タイなどの国家から、精神医学領域のバイリンガルの専門家が次々に現れることが期待される。

第2節 今後の展望

国際結婚に関する研究は古く新しいテーマである。国際化が新しい段階に進むにつれ、国際結婚における新たな問題が絶えずに現れる。今までの研究をまとめ、以下は今後の研究展望について、幾つかの着眼点を示すものである。

まず、国際結婚に関する研究はいまなお主に日本人

妻・外国人妻をめぐる行われている。しかし、国際結婚の状況を全面的に把握し、その結婚から生じる問題を解消するため、国際結婚の夫婦双方を対象とし、とりわけ夫の経験と感情を研究し考察する必要がある。

また、国際家庭の子どもにより多くの関心を寄せるべきである。国際結婚は夫婦双方に巨大の異文化衝突をもたらすと言えば、子どもたちは両親より倍増するショックを受けるのであろうと思われる。そして、子どものアイデンティティーや社会的役割の確立などは重大な課題になるだろう。

さらに、精神医学・心理学等の立場からのカウンセリングは国際結婚の家族に対して重要で切実なことで認識される。ただ、この道が平坦ではなく、相談機関の資源を提供する以外、治療師は異文化の視点から患者を援助することも必要である。

(指導教員 中釜洋子教授)

引用文献

- 1) 原島博 2008 フィリピン人女性の国際結婚と日本への移住支援に関する研究：「送り出し側」の移住支援を事例として ルーテル学院研究紀要 42 pp.1-16
- 2) 厚生省大臣官房統計情報部編「人口動態統計」2007年
- 3) 河原俊昭・岡戸浩子 編著『国際結婚 多言語化する家族とアイデンティティー』明石書店, 2009, p.276-286
- 4) 山本富美子 編著『国境を越えて [本文編]』新曜社, 2003, p.24
- 5) 中川功 2003 外国人労働者受け入れ論議が照らし出す日本の課題：1980～90年代の日本国内における研究動向の特徴 大原社会問題研究所雑誌 3月号 pp.1-26
- 6) 浅間正通 編著『異文化理解の座標軸：概念の理解を超えて』日本図書館センター, 2000, p.248-249
- 7) 野崎祐子 2007 雇用不安時代における女性の高学歴化と結婚タイミング JGSS研究論文集6 pp.1-16
- 8) 浅間正通 前掲書 (2000), p.249-250
- 9) 呉春宜 2005 日台間の国際結婚：その法的処遇の変遷に焦点を当てて 立命館国際地域研究 第23号 pp.81-96
- 10) 最高裁判所事務総局「司法統計年報」家事編 30婚姻関係事件数《涉外》申立ての動機別申立人別 全家庭裁判所 2008年
- 11) 最高裁判所事務総局「司法統計年報」家事編 18婚姻関係事件数 申立ての動機別申立人別 全家庭裁判所 2008年
- 12) WHO『WHO女性の健康と女性に対するDV及び広がり、健康上の結果、女性の対応に関する多国調査』2005
- 13) Wallace, R., & Nosko, A. 2003 Shame in male spouse abusers and its treatment in group therapy. *Journal of Aggression, Maltreatment & Trauma*, 7, pp.47-74.
- 14) Wallace, R., & Nosko, A. 1993 Working with shame in the group treatment of male batterers. *International Journal of Group Psychotherapy* 43, pp.45-61

- 15) 経済産業省『結婚相談業・結婚情報サービス業における苦情・相談内容に関する調査報告書』2007 ションペーパー7 pp.1-16
- 16) 川那部和恵 2006 異文化理解教育における実践的アプローチの可能性 教育実践総合センター研究紀要15 pp.53-60
- 17) 浅間正通 前掲書(2000), p.255
- 18) ローズマリー・ブレイガー, ロザンナ・ヒル 編著 吉田正紀 監訳『異文化結婚 境界を越える試み』新泉社, 2005, p.23
- 19) 伊藤孝恵 2006 外国人妻の夫婦間コミュニケーションの問題: 先行研究の整理から 山梨大学留学生センター紀要2 pp.17-24
- 20) 石河久美子 著『異文化間ソーシャルワーク: 多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店, 2003
- 21) 新田文輝 1996 国際児の社会化: 言語的社会化と兄弟姉妹差を中心に 一 家族社会学研究8 pp.97-109
- 22) 阪口治子 2008 日本語学習者からみたジェンダー言語 大学院教育改革支援プログラム『日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成活動報告書』学内教育事業編 pp.157-162
- 23) 佐藤響子 1998 伝えることと伝わることのはざま: 誤解を生む原因と会話を継続させる力 横浜市立大学紀要人文科学系列5号 pp.48
- 24) 難波淳子 1999 中年期の日本人夫婦のコミュニケーションの特徴についての一考察: 事例の分析を通して 岡山大学大学院文化科学研究科紀要 第8号 pp.69-85
- 25) 施利平 1999 国際結婚夫婦のコミュニケーションにおける言語能力の役割 年報人間科学
- 26) 鈴木一代 2004 国際児の文化的アイデンティティ形成をめぐる研究の課題 埼玉学園大学紀要 第4号 pp.15-24
- 27) 今村祐子・高橋道子 2004 外国人母親の精神的健康に育児ストレスとソーシャルサポートが与える影響: 日本人母親との比較 東京学芸大学紀要1部門55 pp.53-64
- 28) 吉田容子 2007 日本における国際結婚と外国人妻の人権 国際人権ひろば情報誌第75号 p.3
- 29) 神原文子 著者『現代の結婚と夫婦関係』培風館, 1991, p.151
- 30) 施利平 2000 国際結婚夫婦におけるコミュニケーションと婚姻満足度 ソシオロジ 第44巻 第3号
- 31) 竹下修子 2001 国際結婚カップルの異文化適応と結婚満足度: 台湾に居住する夫台湾人・妻日本人の場合 金城学院大学論集社会科学編44 pp.127-137
- 32) 王寧霞 2005 日中国際結婚に関する研究 鹿児島大学医学雑誌 第56巻 第3・4号 pp.35-43
- 33) Spanier, G.B.; Lewis, R.A. 1980 Marital quality: a review of the seventies. *Journal of Marriage and the Family*, 42, pp.825-39.
- 34) 大西守・山寺亘・中山和彦 1995 国際結婚例における心身医学的問題 心理医学 第35巻 第3号 pp.229-233
- 35) アジア女性基金『在日外国人女性による電話相談の実情調査』委託調査報告書, 2003, p.30
- 36) 大西守 前掲の文献(1995), pp.232
- 37) 長田真里 2008 渉外的婚姻および渉外離婚における抵触法上の諸問題 立命館法学4 pp.255-278
- 38) 宣元錫 2007 韓国の移住外国人と外国人政策の新展開 科学研究費基盤B研究プロジェクト「労働市場の情報化・サービス化と外国人労働者の就労に関する実証的な研究」ディスカッ